

札幌市風致保全方針 (抜粋)

風致保全方針

風致保全方針は、風致地区における風致を保全し創出するための基本方針であり、札幌市独自の地域特性からくる（１）風致地区の全体方針に関する事項、風致地区の風致を構成している特に重要な風致資源（「核となる風致資源」）との関係性からくる（２）風致地区の種別の区分に関する事項、各風致地区ごとに定める（３）風致地区の地区別方針に関する事項、さらにこれらの方針を実現化するための（４）風致地区における風致の保全及び創出のための施策に関する事項から構成する。

（１）風致地区の全体方針に関する事項

札幌市の風致地区は、札幌市独自の自然的環境を市民の財産として未来へ継承するため、単に風致に富む場所の保全を目的とするだけでなく、さらに良好な風致の創出を目指すものとして、全体方針を以下のように設定する。

- ア 自然的環境の骨格をなす山地、丘陵の風致資源を保全及び創出する
本市は、豊かな自然的環境に恵まれた山地丘陵系地区に特徴があり、こうした心象風景を将来に受け継ぐため、山地丘陵地を保全及び創出する。
- イ 扇状地や平地がもたらす広がりのある風致を保全及び創出する
本市は、山地丘陵を背景として、裾野に広がる扇状地、平地によって構成されており、良好な市街地周辺の環境を保全するため、広がりをもった市街地の風景の中にある緑を保全及び創出する。
- ウ 明治初期の遺産である都心部の風致資源を保全及び創出する
本市は、明治初期に北海道の中心都市とすることを意図して都市計画された街であり、良好な都心部環境を保全するため、その当時確保された緑豊かなオープンスペースを保全及び創出する。
- エ 都市の風致を保全及び創出し、緑をネットワークする
市街地周辺の緑とともに、市街地に点在する緑や水、公園緑地などが一体となって良好な都市環境を形成するよう風致地区が配置されており、緑のネットワークを維持する。
- オ 地区の特性を生かした一体的な風致を保全及び創出する
地区ごとに特徴的な個性を有している良好な風致を保全するため、地区の特性を活かしながら、核となる風致資源と一体的に調和した風致を保全及び創出する。

(2)風致地区の種別の区分に関する事項

風致地区における各種別は、「核となる風致資源」との関係性と関わっており、目指すべき風致に応じた規制基準を定めるものとして区分する。

第一種風致地区

樹林地、丘陵、河川、防風林などの保全に特に留意し、良好な自然的環境を保全及び創出する。

「核となる風致資源」やその周辺で、風致地区の中心を成す樹林地などの保全に特に留意し、核となる風致資源を引き立てるよう、緑の多い良好な自然的環境を保全及び創出する。

よって、「核となる風致資源」及び「核となる風致資源」に接している主要な道路については第一種に区分する。

第二種風致地区

第一種に接する地区で、良好な風致資源と調和した環境を保全及び創出する。

第一種地区の良好な風致資源とよく調和するように、緑の中に宅地が存在する良好な環境を保全及び創出する。

よって、「核となる風致資源」に面しており、良好な風致を形成している主に傾斜地の宅地については第二種に区分する。

第三種風致地区

第二種に準ずる地区で、緑と宅地が共存する環境を保全及び創出する。

核となる風致資源と調和するように、緑と宅地が共存することで風致の質を高めるような環境を保全及び創出する。

よって、「核となる風致資源」に面しており、良好な風致を形成している主に平地の宅地については第三種に区分する。

第四種風致地区

周辺の街並みとの調和を図りながら緑によって修景しつつ、良好な環境を創出（回復）する。

建築物等を中心とした街並みを緑によって修景することにより、良好な風致を創出（回復）する。

よって、土地利用更新が活発であるなど、良好な風致が変貌しつつある宅地については第四種に区分する。

⑤ 北海道神宮風致地区

位置	札幌市中央区，西区
指定年月日	昭和14年7月8日決定告示 昭和41年12月2日変更告示 平成14年10月17日変更告示
指定面積	775.41ha (旧 札幌神社) [昭和14年告示] 874.2 ha [昭和41年告示] 880ha [平成14年告示]
指定経過及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山の背景林として欠くことができない緑陰である北海道神宮所有地や、札幌市の自然的環境の一翼をなす円山、三角山等がある。 ・ その中でも円山原始林は、学術上貴重な樹林として大正10年に国の天然記念物に指定されている。 ・ 元来、円山、神社山、三角山は、札幌神社（現在の北海道神宮）の境内地として管理されていた。 ・ 円山や麓にある円山公園は、戦前からスポーツ・レジャー等、広く市民のレクリエーションの場として利用されている。 ・ 山麓部分の宅地は、緑豊かな良好な住宅地を形成している。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標高226mの円山の他に、三角山(311m)、荒井山(185m)、神社山(237m)、大倉山(307m)、の山々がある。 ・ 動物園、大倉山ジャンプ競技場などの施設が整備されている。
核となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然記念物である円山原始林 ・ 北海道神宮 ・ 三角山、荒井山、神社山、大倉山 ・ 円山公園
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産である北海道神宮、円山原始林などの山々や公園の緑 ・ 沢地に残る緑 ・ 都市背景となる起伏に富んだ地形 ・ 藻岩山風致地区との連続性
種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種地区：北海道神宮、円山、三角山、円山公園等 ・ 第二種地区：第一種に隣接する傾斜地の宅地 ・ 第三種地区：第二種に隣接する平地系の宅地
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円山原始林、三角山から藻岩山に連なる山並み及び北海道神宮を中心とする歴史性、自然性、文化性の高い緑地空間を藻岩山風致地区と一体として保全する。 ・ 山麓部については緑豊かな宅地を保全及び創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な要素である山々や神宮、公園の緑を保全及び創出する。 ・ 隣接する藻岩山風致地区と連続した風致の保全及び創出に努める。 ・ 地区内をつらぬく街路空間（藻岩山麓通等）の修景緑化に努める。 ・ 宅地においては、円山、三角山等、背景となる一連の山々と一体となった風致を保全及び創出するために、接道部の緑化を推進し、緑の多い環境の形成に努める。 ・ 既存の緑豊かな宅地と介在する優れた緑塊等の保全に努める。 ・ 市街化調整区域においては良好な田園風景を保全するとともに、自然林の復元誘導等、風致の保全・回復に努める。 ・ 傾斜地の風致に留意するとともに法面等の修景緑化に努める。 ・ 公共公益施設においては、先導的に風致の保全及び創出に努める